市政だより
第75号
発行所 長岡市役所
長岡市幸町2丁目1
（電話代表3200番）
人口の動き（11月1日現在）
世帯数 30,348
人口 150,430
男 73,565
女 73,865

長岡市の下水道

配管延長六七、〇〇〇メートルへ

下水道は、都市生活にとって重要な役割りをもっています。それは、単に一人一人の…ものとするだけでなく、都市全体の衛生および産業立地条件の整備という大きな機能…ところが、私たちの市を含めたわが国の下水道普及率は、残念なことですが後進国の…でもここ数年来、し尿の処理問題が大きくとりあげられ、ご承知のように県下…する運びになっているものの、これだけでは汚物退治の態勢が全くなったとは…する主役は、なんといっても下水道でありましょう。そこで、今回はこの現実をみつめながら、長岡市の下水道とその将来など、および下水道がいかに重要なものであるか、などについてお話しいたしたいと思います。

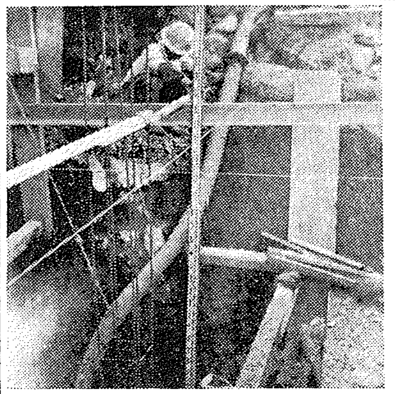

ここでいう下水道とは、道路の側溝のようなものをいうのではありません。法律ではし尿を含んだ汚水や雨水を流すことのできる大きな地下下水をさしています。

つまり、汚水も雨水も流すことはもちろん、各家庭の台所や水洗便所の排水管に連結される下水路を総称して下水道といっていますが、では、この下水道がいかに重要なものなのか、また、どんな役割を果たしているのでしょうか――次に掲げる理由からも十分お判りいただけるものと思います。

※都市災害（浸水）の防除。

※し尿問題の根本的な解決（汲み取りの問題、水洗便所の普及の促進。

※カ、ハエなどの自然消滅（伝染病の徹底的な追放）

※悪水路の廃止などによる土地の有効利用。

※都市の美観保持と増大。

※下水の再使用（下水汚泥の肥料化）

など、どれ一つをとってもないがしろにできない大きな問題をもっています。

つまり、下水道がぜひとも必要であり、その効果がいかに大きいかが知ることができるでしょう。

本市下水道の沿革と現況

明治36年といえば55年も前のことですが、長岡市が長岡町といったその時代からいろいろ計画されたのが現在の下水道です。

以来、長い間の調査設計が実を結び、大正13年の4月に工事着工、昭和2年3月に竣工いたしました。

当時の市街地面積からみますと、この事業範囲は七〇％にあたるものでした。

その後の拡張工事を含めて、現在、長岡市の下水道の状況は、

○市街地面積　二五〇ha
○下水道の排水面積　一三八ha
○下水道普及率　四〇％
○排水計画人口　一二一、〇〇〇人
○下水管延長　三五、五七六m
○排水ポンプ場　三カ所
○汚水計画量　平均一人一日　一六七l

となっていますが、ここでちょっと参考までに国の下水道整備計画にふれてみましょう。

建設省では、昭和33年度を初年度とする下水道整備五カ年計画によって、昭和三十二年度現在での下水道普及率一二・八％を三三％に高めようとしています。さらに長期計画が示す内容は、六大都市では市街地の五五％、その他の都市では市街地の三七％に下水道普及率を高めようとしています。

と、いたしますと、長岡市の場合は、現在ですでに四〇％ですから、この点に限っては恵まれているといわれましょう。

しかし、長岡市をさらに住みよい街にするため、昭和三十五年度を初年度とする下水道整備七カ年計画をたてたわけです。

普及率を七〇パーセントまで
下水道整備七カ年計画

去る十月一日から今朝白幹線築造工事に着手いたしましたが、この計画による下水道拡張工事は、

排水区域　市街地の東部および北部の地域
排水面積　一九六、四七ha
排水計画人口　四九、〇〇〇人
排水区の名称　学校町排水区　蔵王排水区
汚水計画量　一人一日当たり　二五〇l
吐口の数　四カ所（十日町、東弓町、呉服町、蔵王町）

※排水はいずれも柿川に流れ出るとないとを問わず、水洗便所などの汚物は柿川に流れ出るまでに浄化装置により浄化されて流される。

布設管の延長　三一、〇七三m
幹線　三、九七九m
支線　二七、〇九四m

表町交差点にも交通信号機

去る十月三十一日、表町交差点（内山パン店前）にも交通信号機が取りつけられました。

私たちの交通の安全を守るため、昨日も今日も、そして明日も、また赤、黄、青のライトが点滅しています。

ご承知のように、十二月二十日から新しい「道路交通法」が実施されます。くわしいことは別稿でお知らせいたしましたが、従来の「道路交通取締法」から"取締"という文字が消えていることにお気づきのことでしょう。

これは、いうまでもなく交通は私たち自身の手で守らなければならない性質のもので、なにも取り締まってもらうものではありません。

赤や青の信号機に笑われることのないよう、交通は私たち自身の力で……。

住宅入居の公募
11月中旬に行ないます

市営住宅

市では、本年度事業として、昨年度まで九四戸の公営住宅を建設しました上除町団地に、市営住宅五六戸を建設しています。

現在、まだ工事中ですが年度内には完成する予定ですから、この住宅の入居希望を近く公募いたします。

◇建設場所　上除町（上除町団地）
◇建設戸数
○第一種木造一戸建（六畳二間、台所、便所、物置）八戸
○第二種簡易耐火連続平家建一棟四戸建（六畳、四畳半、台所、便所、物置）一二棟四八戸
◇公募方法　新潟日報夕刊紙上、その他広告の予定
◇公募時期、申込日時　十一月中旬（予定）

分譲住宅

県住宅公社では、水穴町地内（長者ケ原団地）に、住宅金融公庫の融資による土地付分譲住宅を三〇戸建設しています。

本年度の三〇戸が完成しますと昨年度までの三一戸を含めて六一戸の住宅ができあがることになるわけですが、この住宅は家賃程度の毎月償還金で、一八年間経過すると、土地付きの住宅が自分のものになる仕組みになっています。

昭和36年度にも引き続き建設する予定で、近く仮申し込みを受けつけますから、せいぜいご利用ください。（県住宅公社）

×くわしいことについては厚生課住宅係へお問合せください。

この次にくるもの

まず、中島排水区、千手排水区、旭町排水区の整備事業を実現しなければなりません。

この事業が完成いたしますと、旧市街地の下水道整備はほぼ達成されます。

宮内地区の排水については、排水路を改良整備して、都市下水路に指定することによって対処したい方針ですが、飛躍を続けている長岡市の最終課題としては、終末処理場をそなえた完全下水道の設置でありましょう。

既設を含めて約六六、六〇〇mになるわけです。

しかしながら、終末処理場を設備した、いわゆる完全下水道普及率の高い岐阜市や、名古屋市などにくらべますと、長岡市の下水道はまだまだこれからといわなければなりません。

七カ年計画の事業をなるべく早く完工させることはもちろんですが、その後におこる問題、すなわち、長岡市下水道の今後の課題が大きくクローズ・アップされます。

以上のように下水道の建設には多額の資金と長い年月を要しますが、市民生活をより文化的にし、また今後の都市計画事業を推進するためにも、ぜひみなさんのご理解あるご協力をお願いいたしたいと存じます。

米屋の登録替え

お米の配給を受けている家庭で、米屋の登録替えをしたい方は次の日時に民課および各出張所（区域は市民課まで）へ手続きをしてください。

◎日時　11月16日、17日、午前8時30分から午後5時まで
◎申請に必要なもの　❶お米の通帳　❷印鑑

なお、現在配給を受けているお米屋さんで不便を感じている手続きの必要はありません。

長岡まつりの決算をご報告

お母さん、年金手帳どれみせて
ウッカリしないで、みんな届出を

国民年金の加入届出は10月1日からです。……加入した方には、1人1人に国民年金手帳がわたされます。ウッカリして、あなた1人が年金からとりのこされないよう気をつけましょう。故意に加入しませんと罰せられます。

ニュース

1. かけ捨てにならないような制度を研究中です。（亡くなった遺族に死亡一時金の支給など）
2. 年金の増額　将来は支給される年金が相当増額になる見込みです。
3. 他の年金との通算　この制度について他の制度に移った場合も期間が通算されます。）他の制度から移ってきた場合も同じ）。

保険料の払込み（34歳まで月100円 35歳以上月150円）　36年4月1日からです。

青年講座「火曜の集い」
（長岡公民館）

こんど、多くの方々のご希望により、長岡公民館区域内の青年を対象にした"青年講座「火曜の集い」"を催すことにいたしました。

スポーツに、音楽に、学習に、いろいろなコースをたのしみながら、教養を深め、交友を広くしていただきたいと思います。

一人でも多く、新しい仲間づくりのためご参加ください。

※日時　11月22日から来春3月28日までの毎週火曜日、午後7時から午後9時まで
※場所　旧阪之上小学校
※開講式　11月22日午後7時から　❶開講のあいさつ　❷映画と希望の話し合い
※申込先　長岡公民館（TEL四三七）

（国保だより）

国民健康保険から、次のお知らせ…

公益質屋の流質物即売

十一月二十四、五両日（前九時から後四時まで）
場所　厚生会館中ホール

この一票　日本の行方を左右する

20日は衆院議員選挙
最高裁判所裁判官の国民審査も

□…私たち有権者の、すべての意思を政治に反映させる最もよい機会がこの選挙です。私…□
□…たちの明日の生活がよくなるのも、悪くなるのもこの一票にかかっています。私たち…□
□…は、私たちに与えられた最大の権利を、私たちの責任において正しくつかいましょう。…□

こんどの選挙の投票所は、市内六〇カ所に設けられます。

すでに有権者のみなさんのお手もとまでお配りしました投票所入場券に記入してある場所があなたの投票所です。

しかし、次に掲げる投票区は学校、公民館の建設に伴い、まちがいやすいと思われますので、特にご注意ください。

（投票所）
○第15投票区　旧中沢小学校
○第17投票区　旧栖吉小学校
○第49投票区　上除公民館

投票時間は午前七時から午後六時までです。時間におくれて、大切なあなたの選挙権をムダにしないよう、一人のこらず投票いたしましょう。

なお、開票時間は午後九時（即日）ときまりました。

入場券がなくても

入場券をなくされた方でも、当日投票所でその旨をお話しになれば、入場券の再交付をうけたうえ、投票できます。

代理投票も

字を知らなかったり、ケガなどで字を書けない方でも、その旨をお話しいただけば代理投票ができます。これは投票所の係員がその本人の意志どおりに候補者の氏名を書き、絶対に秘密を守りますから、安心して申し出てください。

不在者投票も

やむを得ない用務や事故のため、市外へ旅行などをする人で、選挙当日、投票所で投票できない人も不在者投票ができます。

この不在者投票は、衆院議員総選挙は十月三十日から十一月十九日まで、最高裁判所裁判官国民審査は、十一月十日から十一月十九日までのいずれも午前八時三十分から午後五時までできます。

この不在者投票をする人は、不在者投票事由を記載した…

立会演説会

十一月十一日（金）午後七時から　上組小学校
十一月十八日（金）午後七時から　厚生会館
十一月十九日（土）午後一時から　神田小学校

開票区の区域を変更

旧二和村の合併により、開票区の区域を…ました。

チュウ公はご免だ！
ねずみ退治でテレビをどうぞ

秋の収穫とともにネズミの繁殖がとくに目立ってきました。県内には二千万匹いるといわれ、伝染病を運んだり、食糧を食い荒らすに至っては、いかに可愛い姿をしていても放っておくわけにはいきません。そこで、県が主体になって、"ねずみ退治宝くじ"を発行し、一匹に一枚の宝くじを引き換えに、11月10日から12月10日までの一カ月間、全県下一せいにねずみ退治を行なうことになりました。

市では、昨年同様、薬剤を有料でお渡しいたします。

すでに、町内会長さんなどにご依頼申し上げましたが、薬剤を希望される方は、十一月二十日までにお申し込みください。

○テレビや三年分の石ケンも◎

ねずみ退治宝くじは、この期間中に、捕えたり、殺したりしたねずみを市役所衛生課か、各出張所、公民館、連絡所まで持参されますと、一匹に一枚を引き換えに差し上げます。

景品はことしから第一次景品、第二次景品、チャンピオン賞と多彩なものに変わりました。

○第一次景品
特賞　トランジスター・テレビ（一本）
1等　電気掃除機（四本）
2等　トランジスター・ラジオ（八本）
3等　電気アンカ（一六本）

○第二次景品
1等　石ケン三年分（一本）
2等　洗剤豪華ホームセット（一本）
3等　洗剤ホームセット（一六本）
4等　中性洗剤（八〇本）
5等　カレンダー下敷（四、〇〇〇本）

○チャンピオン賞
この期間中に個人で一〇〇匹以上捕殺した人に、県が審査したうえ、
チャンピオン賞（五千円）（一人）
上位十人（各千円）（一〇人）

なお、抽せんは一月二十五日に行なわれ、発表は一月二十六日の各新聞紙上で行なわれます。

減らすことより絶滅へ
小児マヒから子供を守ろう

今月のはじめ、四郎丸…

生きた飲むワクチン

予防接種の義務制へ

本市今後の予定

新しい道路交通法
実施は十二月二十日から（1）

この法律では自動車などの運転のしかた、歩行者の歩き方、道路の使いかたなどが改正されています。

日ごとに激増する交通事故を防ぐためには、みなさんがこの法律に定められている「正しい運転のしかた」「正しい歩き方」を守ることが最も重要なことです。では今月と来月の二回にわたってその内容にふれてみましょう。

（一）歩く人の保護

正しい歩き方をしているかぎりあなたは安心して歩けます。

1、道を横切るときは、横断歩道を正しく歩くこと
2、横断歩道のないところでは、できるだけ道幅のせまいところを最短距離で横切ること
3、歩道と車道の区別があるところでは必ず歩道を歩くこと
4、自動車のすぐ前や後から車道にとび出さないこと
5、黄信号、赤信号のときは車道に出ないこと

には警察官が注意をします。それでも改めないときは処罰されることがあります。

（二）道路はいつもきれいに

道路に交通の妨害となっている品物があるときは警察官がそれをとり除くよう注意します。それでも改めないときは警察官がそれを…

（三）自動車やバイクの運転方法

❶通行順位
自動二輪車の通行する順位が一段下げられます。
第一順位　自動車（自動二輪車と軽自動車以外のもの）
第二順位　自動二輪車、軽自動車
第三順位　バイク
第四順位　自転車、リヤカー、牛馬車など

❷通行区分帯の通行方法
通行区分帯が設けられている道路（白いペイントで車線がひかれている道路）では、次の区分によって通行しなければなりません。

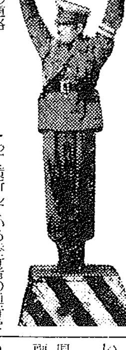

二車線の道路
センターライン寄りを自動車が通り、その左側が自動二輪車、軽自動車、バイク、自転車、リヤカーなど。

三車線の道路
センターライン寄りを大型自動車、普通自動車、中央をこれ以外の自動車、左側をバイク、自転車、リヤカーなど。

❸追い越し方法
追い越しのときの危険を防ぐために、進路をゆずる義務が明らかにされました。

❹交さ点での右折方法
自動車が右へ曲がるときは、右外小回りが原則でしたが、こんどは自動車と第二種バイクが右内小回りをすることになります。

❺踏切りでは必ず一時停止
踏切事故を防ぐために、しゃ断機や警報機のあるところでも必ず一時停止しなければなりません。

❻横断中の歩行者の保護
自動車やバイクは信号にしたがって横断している歩行者の通行を妨げてはならず、一時停止をしてが横断歩道を通っているときは、一時停止をするか、徐行しなければなりません。また、交さ点でないところでも、歩行者に道をゆずること。

❼緊急自動車の優先
緊急自動車（消防車、救急車、警察車など）がサイレンを鳴らして近づいてきたときは、道路の左側によって進路をゆずらなければなりません。

秋の火災予防週間
11月26日～12月2日

募金興行にご協力を
"赤い羽根"共同募金

○十二月十一日（日）
○厚生会館大ホール
○入場料　五〇円

※日赤募金特別興行
○とき　11月29日
○ところ　厚生会館
○入場料　前売券・当日券
（日本赤十字社）

10氏2団体
教委から表彰される

犬の登録は保健所へ

今月は所得税と事業税（個人）の納期です

こんな人は種とうをどうぞ